

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3013号)

令和5年9月8日

横情審答申第3013号
令和5年9月8日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年10月29日総コ第217号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1. 瀬谷スポーツセンター（瀬谷区）において2021年5月27日に保存温度を超過したワクチンを使用した事故に関して、所管課から総務局コンプライアンス推進課に提出された報告書と付属書類のすべて（電子メール等時系列がわかるものを含む）。 2. それを受けたコンプライアンス推進課が所管課に対し令和元年9月30日総コ第156号に定める第三報を要求したかその検討の過程がわかる文書のすべて。 3. 第三報がある場合、その文書のすべて。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「1. 瀬谷スポーツセンター（瀬谷区）において2021年5月27日に保存温度を超過したワクチンを使用した事故に関して、所管課から総務局コンプライアンス推進課に提出された報告書と付属書類のすべて（電子メール等時系列がわかるものを含む）。

2. それを受けたコンプライアンス推進課が所管課に対し令和元年9月30日総コ第156号に定める第三報を要求したかその検討の過程がわかる文書のすべて。 3. 第三報がある場合、その文書のすべて。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「1. 瀬谷スポーツセンター（瀬谷区）において2021年5月27日に保存温度を超過したワクチンを使用した事故に関して、所管課から総務局コンプライアンス推進課に提出された報告書と付属書類のすべて（電子メール等時系列がわかるものを含む）。 2. それを受けたコンプライアンス推進課が所管課に対し令和元年9月30日総コ第156号に定める第三報を要求したかその検討の過程がわかる文書のすべて。 3. 第三報がある場合、その文書のすべて。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年8月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 令和元年9月30日総コ第156号「事務処理ミス等及び事件・事故に係る報告書の様式見直し及び報告について（通知）」（以下「本件通知」という。）では、本市の事務事業に関する事務処理ミス等及び事件・事故が発生した場合、所管課には総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）

へ報告することを求めている。報告には、被害状況や事務処理ミス等及び事件・事故の経緯を報告する「第1報」、原因分析や再発防止策を報告する「第2報」及び所管課の再発防止策に向けた課題や取組等についての記載と各局区コンプライアンス推進委員会の意見を付した「第3報」がある。

- (2) 事務処理ミス等及び事件・事故の公表の種別には、第1報による報告を受けたコンプライアンス推進課が複数の事案をまとめて一括して行う公表（以下「一括公表」という。）と、所管課が事案ごとに個別に行う公表（以下「個別公表」という。）がある。

横浜市瀬谷スポーツセンターに設けた新型コロナウイルス感染症に係る集団接種会場において令和3年5月27日に保存温度を超過したワクチンを使用した事故（以下「本件事故」という。）については、コンプライアンス推進課への報告に先行して所管課である健康福祉局健康安全部健康安全課（以下「健康安全課」という。）が個別公表を行った。そのため、本件事故に係る第1報及び第2報の提出はなく、コンプライアンス推進課からは改めてこれらの文書の作成を求めなかった。また、本件事故は第3報の提出を要する事案として検討していないため、第3報を要求していないし提出もされていない。

よって、本件審査請求文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 本件通知によると、本件事故のように個別公表の対象となった事件・事故では、記者発表資料をコンプライアンス推進課に送付することとなっているため、文書が存在しているはずである。
- (3) また、報告書が提出されていないことで第3報の検討を行っていないとの理由は不十分である。コンプライアンス推進課の手續に瑕疵がなく、適切・妥当であるとする理由を書面で提示するよう求める。
- (4) 第3報に関する事案の検討基準等について、裁量の範囲を定め、文書化した規則・基準を書面で提示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 事務処理ミス等及び事件・事故の報告に係る事務について

横浜市では、事務事業に関する事務処理ミス等及び事件・事故が発生した所管課は、事案判明後速やかに報告様式の「第1報」を作成し、コンプライアンス推進課へ報告することとなっている。その報告内容からコンプライアンス推進課が一括公表をすると判断した場合には所管課は報告様式の「第2報」を作成し、個別公表をすると判断した場合には記者発表資料をコンプライアンス推進課へ提出する。

また、コンプライアンス推進課が再発防止に向けた課題や取組等について全庁的に共有が必要であると選定した事案については、所管課は報告様式の「第3報」を作成し、コンプライアンス推進課へ報告する。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、審査請求書の記載から、本件事故に関して、健康安全課からコンプライアンス推進課に提出された報告書及び添付資料並びに本件事故についてコンプライアンス推進課による健康安全課への第3報の要求に係る検討の過程が分かる文書と解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件通知は、事務処理ミス等及び事件・事故について、公表を原則とすることにより行政の透明性を確保するとともに、リスク情報を庁内で共有し、各所属における再発防止、事務の点検・改善の取組につなげることを目的としている。

イ 本件事故の発生当時は、保存温度を超過したワクチンを使用したことによりどのような健康被害が生じるか不明であり、重大な人的被害が生じるおそれもあった。このため、健康安全課では、接種者を含めた市民に対する速やかな情報提供が必要であると判断し、緊急性を踏まえ、一括公表よりも詳細な情報が公表される個別公表として

記者発表を行った。なお、健康安全課からコンプライアンス推進課には、既に当該記者発表を行った旨のメールでの連絡があり、当該メールには記者発表資料が添付されていた。

ウ 確かに、本件事故については本件通知に従った報告は行われてないが、当該記者発表資料には本件通知において第1報で報告するとされている情報が記載されているので、本件通知の目的は果たされていた。ワクチン接種等の対応で健康安全課が多忙かつ緊張した状況にあることを踏まえれば、改めて本件通知に基づく報告書の提出を求めることは必要ないと判断したため、コンプライアンス推進課では、健康安全課に対して第1報の提出を求めなかった。

次に、第2報はコンプライアンス推進課が一括公表をする事案が対象であるため、健康安全課が個別公表をした本件事故については、提出を求めなかった。

また、上記状況を踏まえて、第3報の提出も求めなかった。

エ 健康安全課からは、本件事故に係る記者発表を行った旨のメールの送付を受けているが、このメールは本件通知で定められた報告には当たらないため、本件審査請求文書に当たるとは考えていない。また、本件通知以外にコンプライアンス推進課への報告方法は定めていない。

オ 以上の理由から、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 当審査会が本件通知を確認したところ、第1報については「全ての報告事案が対象」であって、被害状況、事務処理ミス・事件事故の経緯及び判明後の経緯を報告する旨が、第2報については「一括公表事案が対象」であって、原因分析・過去の発生状況を報告する旨が、第3報についてはコンプライアンス推進課が選定した事案が対象であって、再発防止に向けた課題や取組を報告する旨が記載されていた。

また、当審査会が横浜市の記者発表資料を確認したところ、一括公表に係る資料には事務処理ミス・事件事故の日時、概要、所管課等の事務処理ミスや事故の内容が簡潔に記載されており、個別公表に係る資料ではそれらに加え経過、原因及び再発防止策等が記載されていた。そして、本件事故に係る記者発表資料にも、本件事故の概要、本件事故発生前日から当日までの経過、原因及び再発防止策が記載されていた。

イ 本件通知どおりの事務処理が行われていれば、本件審査請求文書のうち「所管課か

らコンプライアンス推進課に提出された報告書及び添付資料」が存在するはずである。しかし、健康安全課が市民に対する速やかな情報提供が必要と判断し、個別公表として記者発表を行ったことは理解できるものであり、当該記者発表資料には本件通知において第1報で報告することとされている情報よりも詳細な情報が記載されていたこと及び健康安全課の多忙かつ緊張した状況を考えると、コンプライアンス推進課は健康安全課へ報告書を求めておらず、健康安全課からコンプライアンス推進課に報告書が提出されていないとの実施機関の説明は、不自然、不合理なものではない。

ウ また、本件事故に係る記者発表資料には、本件通知において第3報で報告することとされている再発防止に向けた取組みまで記載されていることも考えると、第3報の趣旨は満たされており、第3報の提出を求めなかった旨の実施機関の説明も、不自然、不合理なものではない。

エ また、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情もない。

オ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 10 月 29 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 11 月 15 日 (第275回第三部会) 令和 3 年 11 月 24 日 (第409回第二部会) 令和 3 年 11 月 30 日 (第355回第一部会)	・諮問の報告
令和 3 年 12 月 9 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 5 年 6 月 29 日 (第439回第二部会)	・審議
令和 5 年 7 月 25 日 (第440回第二部会)	・審議
令和 5 年 8 月 10 日 (第441回第二部会)	・審議